

# 会計基準の国際的統一への戦略的対応 —マレーシアを事例に—

## Strategic Responses to the Convergence of Accounting Standards into IFRSs —the Case in Malaysia—

平 賀 正 剛

Masataka HIRAGA

### 和文要旨：

本稿の目的は、マレーシアの会計基準を事例として、東南アジアの新興経済諸国において生じている会計基準の国際財務報告基準（IFRS）への統一を制度的同型化として説明することにある。この説明は平賀（2013）によってすでに試みているが、同稿においては、制度的同型化に付随して生じるデカップリングについてまったく言及されなかった。デカップリングとは、制度的同型化によって取り込んだ制度的ルールと実際の活動との間に何らかの矛盾が生じる場合、両者のすり合わせを行い、その矛盾を解消する調整行動を指す。マレーシアでは2006年以降、会計基準のIFRSへの収斂が進む一方で、①非公開企業報告基準の設定、②マレーシア財務報告基準141号の適用時期延期、③財務報告基準201号の存続といった、IFRSからのデカップリングが観察される。このことは、東南アジアにおける会計基準のIFRSへの国際的統一を制度的同型化として説明する平賀（2013）の主張の裏付けとなろう。

### 英文要旨：

The purpose of this paper is to explain the adoption of International Financial Reporting Standards (IFRSs) in Southeast Asian emerging economies as institutional isomorphism. It was tried in Hiraga (2013), which did not refer to “decoupling” that normally accompanies institutional isomorphism. Decoupling means the adjustment to resolve the discrepancy between institutional rules and practices. In Malaysia, Malaysian Accounting Standards Board (MASB) has been working to achieve the convergence between the local standards and IFRSs since 2006. On the other hand, they are decoupled with IFRSs in that 1) Private Entities Reporting Standards was issued by MASB, 2) the effective date of Malaysian Financial Reporting Standards 141 was put off to January 2014, and 3) Financial Reporting Standards 201 that does not correspond to any IFRSs still remains effectively. These facts support the findings of Hiraga (2013) that the adoption of IFRS in Southeast Asia can be interpreted as institutional isomorphism.

和文キーワード：国際財務報告基準，制度的同型化，デカップリング，東南アジアの新興経済国，マレーシア

英文キーワード：IFRSs, institutional isomorphism, decoupling, emerging economies in Southeast Asia, Malaysia

## 目 次

1. はじめに
2. デカップリングの概念と先行研究
3. 制度的圧力への戦略的対応
4. Oliver (1991) による制度的圧力への戦略的対応
5. マレーシアによる戦略的対応の「操作」としての説明可能性
6. むすびにかえて

## 1. はじめに

本稿の目的は、東南アジアの新興経済諸国において生じている会計基準の国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards; IFRS) への統一<sup>1</sup>を制度的同型化として説明することにある。この説明は平賀 (2013) によってすでに試みている。同稿では、東南アジアにおいて、会計基準の IFRS への国際的統一を促す3種類の制度的圧力 (強制的圧力、規範的圧力、模倣的圧力) が存在していることを明らかにした。その上で、一時期のマレーシアに、この制度的圧力を阻む独自の信念 (ルック・イースト政策) が存在し、それがマレーシアの会計基準に IFRS からの乖離を生じさせていたこと、さらにルック・イースト政策が緩和あるいは放棄されると同時に再び IFRS への接近が観察されるようになったことを示した。制度的圧力の有無によってマレーシアの会計基準に IFRS からの乖離・接近が確認されたことにより、同地域における会計基準の IFRS への統一を制度的同型化として説明する試みは、半ば達成されたと思われる。

ところが、平賀 (2013) では、その議論の枠組みである新制度論における重要な概念への言及が見られない。その概念とはデカップリング (decoupling) である。デカップリングとは、端的に言えば、制度的同型化によって取り込んだ制度的ルールと実際の活動との間に何らかの矛盾が生じる場合、両者のすり合わせを行い、その矛盾を解消する調整行動を指す。

伝統的な国際会計論においては、先進国の環境を想定して設定された IFRS を新興経済国に適用した場合にさまざまな不適合が生じるであろうという主張がなされてきた。ところが現実には、多くの新興経済国で IFRS が自国基準と

して使用されている。この一見矛盾する現象を、新制度論を枠組みとして用いることによって合理的に説明しようとしたのが平賀 (2013) であった。IFRS の新興経済国における不適合性を前提とし、東南アジアにおける会計基準の IFRS への統一を制度的同型化として説明する以上、その不適合性を解消するための行動、すなわちデカップリングとしての行動が確認できるはずである。この作業をせずして、同地域に観察される会計基準の IFRS への統一を制度的同型化として説明することは“片手落ち”と言わざるを得ない。平賀 (2013) がその目的を「半ば達成」したと述べた理由はここにある。

そこでまず、新制度論における重要概念であるデカップリングについて説明するとともに、IFRS からの離脱行動をデカップリングとして説明した先行研究をレビューする。

## 2. デカップリングの概念と先行研究

デカップリングは新制度論の先駆的な研究である Meyer and Rowan (1977) においてすでに言及されており、その意味では制度的同型化と並んで新制度論の中核をなす概念と言える。Meyer and Rowan (1977) では、一度社会において制度的ルールが確立され、各組織が制度的ルールを採り入れ、同一の組織構造を形成することを同型化 (isomorphism) と呼ぶ。組織は、同型化を通じ、その社会において正統な存在として認められ、各種資源へのアクセスが容易になることで生き残りを図ることが可能となる<sup>2</sup>。

ところが Meyer and Rowan (1977) は、同型化を通じて制度的ルールに一致した構造を持つ組織 (制度化された組織) には矛盾が生じることを指摘する。一つは、制度的ルールに従った活動は必ずしも効率的な活動になるとは限ら

ない [Meyer and Rowan, 1977, p.355], あるいは、制度的ルールが高度に一般化されているため、組織の現場で生じる具体的かつ多様な問題に適用することがなじまない [Meyer and Rowan, 1977, p.355] という矛盾である。もう一つ、多元的な制度的環境から相容れない複数の制度的ルールが生じている場合、それらをすべて組織内に取り入れてしまったがために、内部の構成要素間で矛盾が生じてしまう可能性 [Meyer and Rowan, 1977, p.356] が指摘されている<sup>3</sup>。

これらの矛盾を解決する手段として、Meyer and Rowan (1977) はデカップリングを説明する。すなわち、上述の制度的同型化において生じる2つの矛盾を解消するために、制度的ルールと実際の活動、あるいは矛盾する制度的ルール間の連結を緩める (decouple) こと [Meyer and Rowan, 1977, pp.356-357] としてデカップリングが説明される。組織の採用した制度的ルールと現場の技術的環境との間に矛盾が生じている場合には、たとえば、組織のマネージャーは、組織内で専門化 (professionalization) を推し進め、特定の活動の権限を当該専門職部門に委譲する。あるいは、組織としては玉虫色の目標を掲げ、各部署の技術的な目標と置き換えられるようにしたり、成果や効率性に関する評価を緩める、あるいは評価結果を公表しないといった措置が講じられる [Meyer and Rowan, 1977, p.357]。

一方、矛盾する複数の制度的ルールが組織内に存在し、それが部門間の対立を生じさせるような場合には、問題を回避したり (avoidance)、各部門の裁量で手加減を加えたり (discretion)、また問題を看過するなどして互いの顔を立てるといった行動 (considerations of face) が採られ、対立が表面化することなく、対内的にも対外的にも組織の正統性が保たれる [Meyer and Rowan, 1977, pp.357-358]<sup>4</sup>。

上記のような矛盾や対立の解消が試みられている組織であっても、制度的ルールが確立された社会や環境 (制度的環境) にいる以上、その制度的ルールに準拠した正統な組織であるかどうか、組織内外の調査や評価を受けることが道理であると考えられることになる。ところが、調査・評価によって制度的ルールからの逸脱が

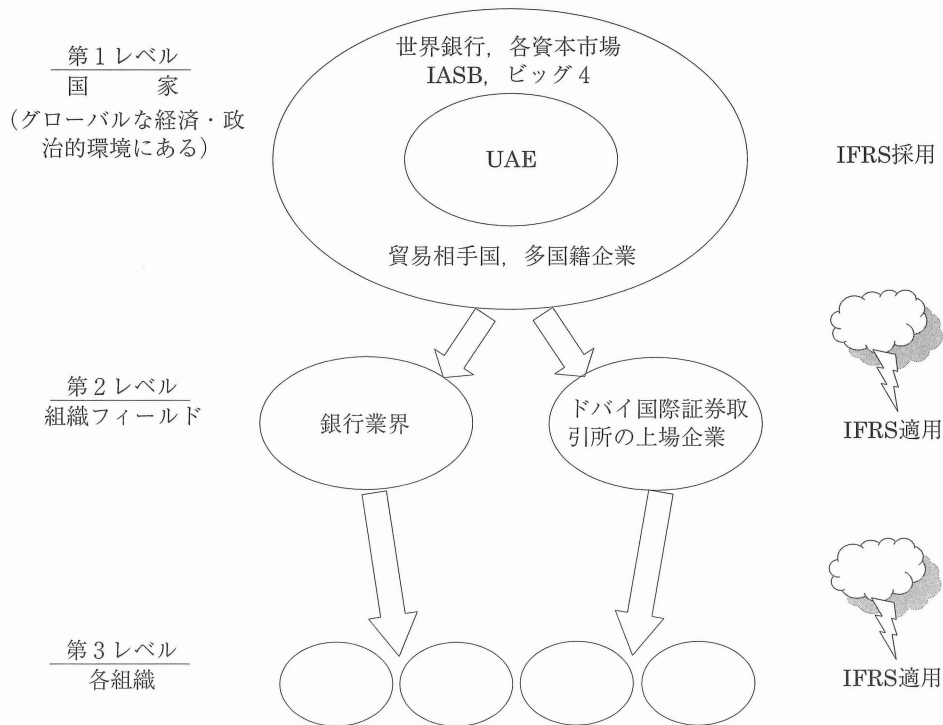
発見されると、それによって組織の正統性が損なわれてしまう。そのため、組織にはそうした調査・評価を最小限にとどめようとする傾向が見られるようになる [Meyer and Rowan, 1977, p.359]。

以上の論理を援用し、会計基準の IFRS への国際的統一を制度的同型化と捉えた場合、そこでどのような事態が生じるか考えてみたい。各国の経済環境には多様性が認められ、それらの環境が企業会計の生成に影響を及ぼしている。それゆえ、特定の環境で形成された会計基準を他の環境で適用した場合に不適合が生じる。このことは Mueller (1968) が指摘して以来、伝統的な国際会計論の通説となった。ところが、IFRS に正統性が備わるようになると<sup>5</sup>、"IFRS は各国が備えるべき一組の会計基準である" という制度的神話が国際社会において確立され、各国が IFRS を採用する、もしくは自国基準を IFRS に収斂させるという現象が見られるようになった。会計基準の IFRS への国際的統一を制度的同型化として捉えたとすれば、このような説明が可能である。

一方で、企業会計のあり方に影響を及ぼす環境に多様性が残っているとすれば、各国で行われる経済活動の中には、IFRS を用いて会計処理を行った場合に何らかの不都合が生じるものも存在しよう。すなわち、Meyer and Rowan (1977) が指摘するように、制度的ルールが現場の多様な問題に適合しないという矛盾が生じてくる。このような矛盾を解決するために、会計の領域においてもデカップリングが観察されることは、たとえば Rodrigues and Craig (2007, p.744) において示唆されている。

さて、平賀 (2013) において会計基準の国際的統一を制度的同型化として説明する際に用いたのが、Irvine (2008) の示した IFRS の制度化モデルである (図表1参照)。このモデルでは、一国における IFRS の採用が3つのレベルで捉えられている<sup>6</sup>。まず国家レベルで IFRS が採用される。この場合、国家はさらに広範な世界的フィールド (global field) の一部とみなされ [Irvine, 2008, p.129], 世界銀行、資本市場 [Irvine, 2008, pp.132-133], 国際的な大規模会計事務所 (ビッグ4) [Irvine, 2008, pp.133-134], 貿易相手国、多国籍企業 [Irvine, 2008,

図表1 Irvine (2008) によるアラブ首長国連邦におけるIFRSへの同型化モデル\*



\*本図表はIrvine (2008, p.129) の図をできる限り忠実に再現している。組織フィールドおよび各組織レベルでの「IFRS適用」の上にある雷雲の図柄もオリジナルに基づいている。おそらく、IFRSが上段レベルから徐々に下段レベルへ適用されていく様子を表すものと思われるが、あえてこのような図柄を使用した理由について、Irvine (2008) では言及されていない。

pp.134-135] などが、当該フィールドにおいてIFRS採用を促す圧力の源泉として描写されている。次に第2レベルである組織フィールド(銀行業、上場企業群など)において財務報告に対する新たな規制システムが整備される [Irvine, 2008, p.129]。これを通じて、第3レベルである組織フィールド内の各組織 (individual organization) において、IFRSへの準拠が求められるようになる [Irvine, 2008, p.129]。

このIrvine (2008) の制度的同型化としてのIFRS採用モデルを所与とすれば、各国において国家レベル、組織フィールドレベル、各組織レベルでそれぞれデカップリングが観察されるはずである。ところが、デカップリングそのものに焦点を当てた研究は、意外に数少ない。その理由をZelinschi, et al (2012) は次のように指摘する。すなわち、デカップリング自体が曖昧で非常に批判の多い概念であること、さらに会計の領域では会計の制度化を促す圧力の中で

も強制的圧力に焦点を当てた研究が多く、強制的圧力の下ではデカップリングは最も表面化しにくいと主張する論者の多いこと [Zelinschi et al., 2012, p.4] がその理由である。

IFRSの採用に際して生じるデカップリングを正面から取り上げた研究としては、Kholeif (2010) およびZelinschi et al. (2012) があげられる。前者は、エジプトの半官半民の窒素肥料メーカーに関するケース・スタディである。そこでは、同社がエジプト資本市場当局 (Egyptian Capital Market Authority) からIFRSに準拠した財務諸表作成を求められているものの、社内では1950年代より中央会計当局 (Central Agency for Accountancy) によってエジプト企業に求められてきた統一会計システム (Uniform Accounting System) に基づき各種の会計計算を行っていることが、関係者へのインタビューを通じて明らかにされている。後者は、研究対象とされているフランス企



業 33 社のうち、セグメント報告書の作成基準を IAS 第 14 号から IFRS 第 8 号に切り替えたにも関わらず、セグメントの区分に実質的に変化が見られないケースをデカップリングと定義し、関係者へのインタビューを通じてデカップリングが行われた理由を整理している。

両者が行ったのは、Irvine (2008) が今後の課題の一つとして指摘する「個々の組織のレベルで、制度的に義務付けられた実務が組織の既存の実務にどの程度埋め込まれているか判断すること」[Irvine, 2008, p.138]、すなわち、第 3 レベル（各組織レベル）でのデカップリングの問題である。本稿が関心を寄せる第 1 レベル（国家レベル）でどのようなデカップリングが観察されるのかについては触れられていない。

### 3. 制度的圧力への戦略的対応

IFRS の採用にあたっての国家レベルでのデカップリングに言及しているのが藤井 (2003) である。藤井 (2003) は、英米主導の会計基準の調和化が国際的潮流になっていることを指摘し、各国がこの流れを受け入れ調和化が進んでいくことを制度的同型化と捉えている [藤井, 2003, p.28]。その上で、デカップリングを基準調和化受け入れのための戦略として論じている [藤井, 2003, p.30]。さらにその具体例として、国際基準を国内化としつつも、それに強制力を付与しないシンガポールの事例 [藤井, 2003, p.30]、国際基準を連結財務諸表の作成基準とし、自国基準を個別財務諸表の作成基準として残すドイツの事例 [藤井, 2003, p.31]、国際基準に準拠した情報の脚注開示を容認する当時の日本のリース会計基準 [藤井, 2003, p.31] などあげている。

藤井 (2003) におけるデカップリングの議論は 2 つの点で興味深い。1 つは、議論の俎上に載せられることの少ない国家レベルでのデカップリングに言及している点である。もう 1 つは、デカップリングを会計基準の国際的調和化（本稿で言う所の会計基準の IFRS への国際的統一）によって生じる諸問題に対応するための戦略として捉えている点である。

さて、平賀 (2013) では、2005 年以降のマレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting

Standards Board; MASB) による会計基準の大規模改訂が、マレーシア政府によるルック・イースト政策の事実上の方向転換によって、東南アジアに既存の制度的圧力を受け入れた結果生じた、IFRS への制度的同型化として説明できることを明らかにした。このことを前提とすれば、それ以降の会計基準の中に、藤井 (2003) が指摘するのと同様の、IFRS への何らかの戦略的対応が観察されるはずである。事実、2005 年以降のマレーシアの会計基準には、次のような独自の動向が見て取れる。

#### (1) 非公開企業報告基準 (Private Entities Reporting Standards; PERS) の設定

2005 年 1 月、MASB はそれまで MASB 基準がカバーしていなかった IAS/IFRS を基準化するとともに、会計基準の名称を財務報告基準 (Financial Reporting Standards; FRS) に改め、さらに IAS/IFRS と一致する形で基準番号も再編した。その後 FRS は当時の IAS/IFRS に収斂させるべく改廃が加えられ、2006 年 2 月にマレーシア会社法が定める非公開企業 (Private Entities) 以外の企業が準拠すべき基準となった<sup>7</sup>。その後 2008 年には、MASB から 2012 年までに FRS を IFRS に完全に収斂させる計画が公表され [MASB, 2012]、2012 年 1 月までほぼ IFRS と収斂した内容を持つ 1 組のマレーシア財務報告基準 (Malaysian Financial Reporting Standards; MFRS) が公表され、現在に至っている。

2006 年 FRS がいわゆる上場企業のみを対象とした会計基準に生まれ変わったのは上述の通りだが、この時、同時に非公開企業のための会計基準も誕生している。従来の MASB 基準が非公開企業を適用対象とした非公開企業報告基準 (Private Entity Reporting Standards; PERS) となったのである。このことは、IFRS と同内容を持つ FRS の適用対象から非公開企業を外すことを意味する。

MASB は 2007 年に『中小企業のための IFRS (IFRSs for SMEs)』の公開草案に対してコメントレーターを送付し、その中で、中小企業にとっては、特に金融商品、農業、株式報酬について公正価値測定が難しいこと (MASB [2007a], p.2) を指摘している。これは MASB

が、IFRSにおける公正価値測定を中小企業に適用した場合、何らかの技術的問題が生じると考えていたことの証拠であろう<sup>8</sup>。とすれば、マレーシア基準を大幅にIFRS(資産負債アプローチ、公正価値測定を特徴とする基準)に収斂させたと同時に、旧来のMASB基準(収益費用アプローチ、取得原価測定を基底に持つ基準)を、いわゆる中小企業を対象とした会計基準として採用したことは、その技術的問題を解決するためのデカップリングと考えられる。

## (2) MFRS141号(IAS41号)の適用延期

MASBは2008年8月1日に、2012年までにMASBの会計基準をすべてIFRSに収斂させる計画を公表した[MASB, 2008]。この収斂計画の公表後、2012年までに行われた4度にわたるIFRSの改訂については、すべてFRSに反映された[MASB, 2012a]。その結果、2012年の1月に、FRSはすべてIFRSに収斂され、その名称もマレーシア財務報告基準(Malaysian Financial Reporting Standards; MFRS)に変更された。

IFRSのうち、最後まで採用されなかった基準がIAS41号『農業』である。同基準は2012年1月にはMFRS141号として、マレーシア国内で発効したものの、企業への実際の適用は2014年の1月まで延期することが認められた[MASB, 2012b]。

IAS41号は、生物資産に対して公正価値測定を求める基準である。MASBは2010年1月29日付で、IASBの『公正価値測定(Fair Value Measurement)』の公開草案に対してコメントレーターを送っており、その中でIAS41号をマレーシアで適用した場合の問題点を指摘している。その中心となっているのは、マレーシアの主要な輸出品であるパーム油や天然ラバーを生み出す、アブラヤシやゴムの木などの果実生成型生物資産(bearer biological asset)への公正価値測定適用の問題である。具体的には、①果実生成型生物資産には、最終消費財としての生物資産と異なり当該資産単独の市場が存在せず、また市場があるとすれば、それは土地・建物・作業用機械などを含めたプランテーション農場全体としての市場であること、②生物資産自体、数多くの要素によって当該資産からの

生産高が左右される。しかもその要素の中には天候など管理の範囲を超えるものも含まれるため、不確実性が多く、測定がきわめて主観的になってしまうこと、③熱帯の多年生植物であるマレーシアの果実生成型生物資産は耐用年数が非常に長いため、将来の価格や不確実性の振れ幅が一層大きくなりうること、の3点を理由に、生物資産、特に果実生成型生物資産の公正価値測定のためのより詳細な指針の設定を求めた[MASB, 2010a, pp.3-4]。

上記のコメントレーターの内容は、2011年にアジア・オセアニア基準設定主体グループ(The Asian-Oceanian Standard-Setters Group; AOSSG)から公表された『IAS41号「農業」に関する論点書(Issues Paper on IAS41 Agriculture)』でも取り上げられた<sup>9</sup>。この論点書は、2012年9月のIAS41号に関するIASBミーティングでもスタッフ・ペーパーとして取り上げられており<sup>10</sup>、今後この問題がIASBにおいて本格的に議論の俎上に載る可能性がある。

以上の経緯に鑑みれば、MFRS141号は、マレーシアのプランテーション産業の実態と齟齬をきたす可能性を持った基準であると言える。同基準の適用延期は、ある意味IAS41号からのカーブアウト的な措置として捉えることが可能である。とすれば、これもIFRSからのデカップリングの一例と考えることができよう。

## (3) FRS201号の存続

MFRS141号と同様、2014年1月まで適用が延期されたのが、解釈指針15号(IC Interpretation 15)『不動産建設に関する契約(Agreements for the Construction of Real Estate)』(IC15号)である。IC15号は、国際財務報告基準解釈指針委員会解釈指針15号(International Financial Reporting Interpretations Committee 15)と完全に同じ内容を持つ文書である。

MASBは2008年8月にIFRIC15号をIC15号として採用すべく作業を開始し、2010年7月に同解釈指針を発効させる予定であった。ところが、2010年4月にマレーシア不動産住宅開発業協会(Real Estate and Housing Developers' Association Malaysia; REHDA)

から、マレーシアの不動産開発業に関する現行の法的枠組みと実務の中で、同解釈指針をいかに適用していくのかが明らかにしてほしいとの要請があった [MASB, 2010b]。この要請を受けた MASB は、マレーシア経済に占める不動産開発業の大きさを考慮し、不動産開発業者への IC15 号の適用時期を 2012 年 1 月まで延期することを決定した [MASB, 2010b]。

MASB がこの決断に至ったもう一つの要因は、IASB が 2010 年 6 月に公開草案『顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers)』を公表し、収益認識に係る基準の改訂を進めていたこと [MASB, 2010b]、さらに将来公表される新基準は IFRIC15 号を包摂する予定であったため、その結果 IC15 号の内容にも変化が生じる可能性があること [MASB, 2010b] の 2 点である。IASB の収益認識に関するプロジェクトは 2013 年 9 月現在進行中である。これに歩調を合わせるように、IC15 号の不動産開発業者への適用開始時期については 2 度の延長が図られ、2014 年 1 月からの適用が予定されている [MASB, 2013]。

IC15 号に関して前述の MFRS41 号と大きく異なるのは、IC15 号に代わり旧来の FRS201 号『不動産開発業 (Property Development Activities)』の適用が認められている点である<sup>11</sup>。FRS201 号は、MASB 発足前の 1994 年に、マレーシア会計士協会 (Malaysian Institute of Accountants; MIA) から公表されたマレーシア会計基準 (Malaysian Accounting Standards; MAS) 第 7 号『不動産開発業の会計 (Accounting for Property Development)』である。同基準は 2003 年に公表された MASB 基準 32 号として引き継がれ、さらに 2005 年の会計基準改訂に際し、FRS201 号に改名された。

マレーシアの不動産開発業では、セルアンドビル (sell and build) またはセルゼンビル (sell then build) と呼ばれるビジネスモデルが一般的である。これは、不動産開発業者と顧客との間で建設開始前に売買契約が締結され、以降の建設期間中に段階的に顧客からの支払いが行われる取引形態である。紙幅の都合上、詳細は別稿に譲るが、このセルアンドビル取引を IC15 号にしたがって処理した場合、不動産開発企業

の財務報告内容が大きく変わる可能性がある。IC15 号がマレーシア不動産開発業界に及ぼす影響は、同国の会計基準が IFRS へ収斂する中で大きな問題となっていることが以上の経緯からうかがえる。

また MASB は、2007 年に IASB が公表した IFRIC 解釈指針草案 D21『不動産販売』に対しコメントレターを送付したが、そこに「代替的提案」[MASB, 2007b, p.4] として FRS201 号を『不動産開発活動 (Real Estate Development Activities)』のタイトルで添付し、同基準についての検討を求めている。このことは、長年慣れ親しんだ FRS201 号を、何らかの形で維持したいという MASB ひいてはマレーシア経済界の意向の表れと言えよう。

以上の点から、度重なる IC15 号の適用時期延長と FRS201 号の存続は、マレーシア会計基準の IFRS への統一が進む中で生じたデカップリングの一例と判断できる。

#### 4. Oliver (1991) による制度的圧力への戦略的対応

前節で紹介した MFRS141 号および FRS201 号をめぐる MASB の動向には、デカップリングとして説明できない部分も含まれる。MASB は単独、もしくは ASSOG のメンバーとしてコメントレターを送付し、既存の IFRS がマレーシアあるいは新興経済国の環境に適合しないことを指摘すると同時に、IFRS 改訂に関する具体的な提案まで行っている。このような行動は、Meyer and Rowan (1977) が描く消極的かつ非公式な調整活動としてのデカップリングの範疇には必ずしも収まらない。では、MASB が見せた IASB への働きかけ、一般的に言えば、制度的圧力の源泉や制度的ルールそのものへの働きかけは、制度的同型化の文脈でどのように説明すればよいのであろうか。

実は Meyer and Rowan (1977) をはじめ、初期の新制度派組織論では、組織は単に制度的圧力に従うだけの、きわめて受動的な存在として描かれる嫌いがあった [佐藤・山田, 2004, p.241]。ところが、その後の研究では、組織は制度的圧力の源泉に働きかけ、制度のあり方に影響を及ぼしうる能動的な存在として描かれる

ようになった。この制度的圧力の源泉への働きかけをもっとも体系的に整理した研究の一つが Oliver (1991) であろう。

Oliver (1991) は、先行研究のレビューから、組織が制度的圧力に対して採りうる、5種類の戦略と戦略ごとの3種類の戦術からなる合計15種類の戦略的対応 (strategic responses) を指摘している (図表2参照)。これらの戦略的対応の概要を示せば以下の通りである。

(1) 黙従 (acquiesce) [Oliver, 1991, pp.152-153]

黙従とは、文字通り、制度的圧力を受け入れ、従う対応を指す。黙従の下で採られる3種類の戦略のうち、①習慣 (habit) は、ある規範が社会的に事実であるという堅固な状態に達している場合に、当該規範に暗黙裡のうちに従っていることを指す [Oliver, 1991, p.52]。②模倣 (imitate) は、DiMaggio and Powell (1983) が指摘する模倣的同型化 (mimetic isomorphism) [DiMaggio and Powell, 1983, pp.151-152] に

該当するものであり、不確実性が存在する場合に、すでに制度化しているモデルを意識的または無意識のうちに模倣することを言う [Oliver, 1991, p.52]。③遵守 (comply) は制度的ルールに価値を認め、意識的にこれを受け入れている状態を指す [Oliver, 1991, p.153]。

(2) 妥協 (compromise) [Oliver, 1991, pp.153-154]

妥協とは Meyer and Rowan (1977) が言う所のデカップリングに相当する反応と解される。Oliver (1991) によれば、妥協とは、対立する複数の制度的要求に組織が直面する場合、または制度的期待が効率性や組織の自治に関する内部の組織的目標と一致しない場合に採られる反応 [Oliver, 1991, p.152] である。妥協が生じるとされるこの状況は、前節でも示した Meyer and Rowan (1977) が指摘するデカップリングの生じる状況 [Meyer and Rowan, 1977, pp.355-356] と同じと考えられる。①均

図表2 Oliver (1991) における制度的圧力への戦略的対応と戦術

戦 略	戦 術	戦術の具体的説明
黙従 (Acquiesce)	習慣 (Habit)	暗黙の、当然とされる規範に従う
	模倣 (Imitate)	制度的モデルを模倣する。模倣的同型化と一致した概念 (p.152)
	遵守 (Comply)	(意識的に) ルールに従い、価値を受け入れる。社会的支持、資源や予測可能性など、特定の自己利益を期待して制度的圧力に自ら準拠している分、習慣や模倣よりも能動的 (p.153)。
妥協 (Compromise)	均衡維持 (Balance)	複数の関係者による期待の平衡を保つ。
	譲歩 (Pacify)	外部からの圧力に部分的に従う。
	交渉 (Bargain)	妥協の中では最も能動的。
回避 (Avoid)	隠蔽 (Conceal)	黙従に見せかけて制度的圧力に従わないこと。制度的圧力に対し、合理的な策を講じ、それらを受け入れる意思のないことを隠そうとする。儀礼化、儀式的見せかけ、制度的規範の象徴的受け入れなどの「粉飾」を用いる (pp.154-155)
	緩衝 (Buffer)	組織の技術的活動を外部的接触から部分的に遠ざけることによって、外部からの調査や評価の範囲を減少させようとする試み (p.155)
	逃避 (Escape)	制度的圧力が行使される領域から退去する、または準拠の必要性から一切逃れるため、組織の目標、活動、または領域を大きく変更すること (p.155)
拒否 (Defy)	無視 (Dismiss)	制度的ルールや制度的価値を無視する (p.156)
	挑戦 (Challenge)	制度的な規則、規範、期待からの積極的な離脱 (p.156)
	攻撃 (Attack)	制度的圧力からの離脱の度合いがもっとも強く、積極的であるという点で挑戦と区別される。攻撃的組織は、制度的価値観およびその支持者を攻撃・矮小化・糾弾する (p.156)。
操作 (Manipulate)	吸収 (Co-opt)	制度的圧力の源泉を組織に吸収する。たとえば、制度的圧力を構成する関係者を組織や取締役に取り込むことが例としてあげられる (p.157)。
	影響 (Influence)	影響は、一般的に、制度化された価値および信念、または社会的に認められうる実務や作業の定義や規準に向けられることが多い (p.158)。
	支配 (Control)	支配は、当該組織に対し圧力をかけている外部の関係者に対抗する権力や支配を確立しようとする努力を指す。操作の中ではもっとも積極的な戦術 (p.158)。

【出典】Oliver [1991, pp.162-158]を参考に筆者が作成。

衡維持 (balance) とは、端的に言えば、対立する複数の要求が存在する場合に、それらを均等に満たすよう調整すること [Oliver, 1991, p.153] である。②譲歩 (pacify) は制度的圧力に対し部分的に従うことを意味する [Oliver, 1991, pp.153-154]。③交渉 (bargaining) は、組織に対して期待や要求を持つ外部者に対して譲歩・緩和を求める行動であり、譲歩よりも能動的と言える [Oliver, 1991, p.154]。

### (3) 回避 (avoid) [Oliver, 1991, pp.154-156]

黙従と妥協が圧力や要求に全面的または部分的に準拠するという目的で採用される戦略的反応であるのに対し、回避は準拠の行動を必要とする状況を避けるために採られる [Oliver, 1991, p.156]。①隠蔽 (conceal) は、制度的圧力を受け入れる意思がなく、これに準拠していないにも関わらず、策を講じてその事実を隠そうとすることを指す [Oliver, 1991, pp.154-155]。②緩衝 (buffer) は組織の活動を、外的接触から遠ざけ、外部による調査・評価の範囲を減少させようとする試みである [Oliver, 1991, p.155]。効率性を追求しても、それが社会的な評価・承認を得ることにはつながらないような場合、あるいは外部の調査・評価を受けても、それが社会的な評価・承認につながらないような場合に有効な戦略的反応がこの緩衝である [Oliver, 1991, p.155]。また、制度的圧力が行使される領域から退去したり、その圧力に準拠する必要性から逃れるため、組織の目標、活動の内容や領域を変更することは③逃避 (escape) と呼ばれ、とくに外部による調査や評価が当該組織にとってあまりに厳しいものである場合に良く見られる [Oliver, 1991, p.155]。

### (4) 拒否 (deny) [Oliver, 1991, pp.156-157]

拒否は抵抗的な戦略的対応の中でも最も能動的なものであり、制度的ルールやそれに基づく期待を明確に否定する点に他の戦略的反応との違いがある [Oliver, 1991, p.156]。①無視 (dismiss) は制度的ルールや制度的な価値を無視することであり [Oliver, 1991, p.156]、それらから積極的に離脱していくのが②挑戦 (challenge) である [Oliver, 1991, p.156]。さらに離脱の度合いが増し、制度的ルールの支持

者やその価値を攻撃・矮小化・糾弾する行為が③攻撃 (attack) である [Oliver, 1991, p.156]。拒否の戦略は、制度的ルールから離脱した場合のコストが低い場合、組織内部の利害が外部の価値観とかけ離れている場合、さらには組織が独自の信念や行為の合理性・正統性を示すことができると考えている場合に観察される傾向にある [Oliver, 1991, p.156]。

### (5) 操作 (manipulate) [Oliver, 1991, pp.157-158]

制度的ルールの内容やその原因に変更を加える、あるいは支配力を行使しようとする戦略的反応が操作であり、その意味ではもっとも積極的な対応と言える [Oliver, 1991, p.157]。①吸収 (co-opt) は、制度的圧力の行使者を自らの組織に取り込んでしまうことを指す [Oliver, 1991, p.157]。制度的ルールやそこに依拠した実務・定義・規準に変更を加えようとする戦略的対応は②影響 (influence) である [Oliver, 1991, p.158]。制度的圧力の源泉となっている外部者に対抗する権力や支配を確立する努力は③支配 (control) と呼ばれ、操作の中でも最も積極的な戦略的対応である [Oliver, 1991, p.158]。

さらに Oliver (1991) は、上記の戦略的対応のうち何が組織によって採用されるかを予測するための要素として次の5項目を特定している [Oliver, 1991, p.159]。

- a) 理由 (なぜ制度的圧力が課されているのか)
- b) 関係者の構成 (誰によって制度的圧力が課されているのか)
- c) 内容 (どのような規定や規範に従うよう求める制度的圧力なのか)
- d) 統制手段 (どのような手段で制度的圧力が課されているのか)
- e) 背景 (どのような背景で制度的圧力が課されているのか)

これらの予測要素はそれぞれ2つのディメンションに分けられ、それらの予想要素がどのような状態にあるかによって、組織が採用する戦略的対応が予測されることになる。このことを要約したのが図表3である。

たとえば、なぜ制度的圧力が課されているの

図表3 Oliver (1991) における制度的圧力に対する組織の戦略的対応の予測要素

戦略的対応の予測要素		戦略的対応				
		黙従： 制度的ルール への完全な準拠	妥協： 制度的ルール への部分的準拠	回避： 制度的ルール への準拠の回避	拒否： 制度的ルール の無視・離脱・ 糾弾	操作： 制度的ルール への影響力・支 配力の行使
理由	正当性： 制度的ルールへの準拠に よって達成可能な社会的正 当性の程度	高	低	低	低	低
	効率性： 制度的ルールへの準拠に よって達成可能な経済的利 益の程度	高	低	低	低	低
関係者 の構成	多様性： 組織をめぐる関係者とそ の要求の多様性	低	高	高	高	高
	依存度： 圧力の源泉となっている 関係者への依存の程度	高	高	中	低	低
内容	整合性： 制度的ルールと組織目標 の一致の程度	高	中	中	低	低
	制約： 制度的ルールに準拠した 場合に組織が維持しようと する自由度	低	中	高	高	高
統制 手段	強制： 制度的ルールの背後にあ る法的強制力の程度	高	中	中	低	低
	普及： 制度的ルールの普及に見 られる自主性の程度	高	高	中	低	低
背景	不確実性： 組織の置かれた環境下で の不確実性の程度	高	高	高	低	低
	相互関連性： 組織の置かれた環境下で の組織間の相互関連性の程 度	高	高	中	低	低

【出典】Oliver [1991,p.161]を一部変更の上引用。

か、その「理由」に着目した場合、「理由」は2つのディメンションを持つ。すなわち、その制度的ルールに準拠することによって当該組織が社会的正統性を持つことができるということ、制度的ルールへの準拠によって効率性あるいは経済的利益を達成することができるというのが「理由」の持つ2つのディメンションである。制度的ルールへの準拠によって得られる社会的正統性と効率性の程度がともに高い場合には、組織は当該制度的ルールに黙従する戦略的対応を採用することが予想される。一方、達成される正統性と効率性の程度がともに低い場合には、黙従以外の戦略的対応が採用される可能性が高いということになる。

会計基準の問題を考える場合、デカップリングよりも、このOliver (1991) の戦略的対応の方が、議論の枠組みとしては優れているように思われる。なぜなら戦略的対応の概念により、各国あるいは各国の会計基準設定主体に見られるIFRSへのさまざまな形態の対応を説明することが可能となるからである。

たとえば、米国における財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; FASB) の近年の動向を一例として考えてみたい。FASBは2002年にIASBとの間でノーウォーク合意を交わし、IFRSと米国GAAP (generally accepted accounting principles) との差異を解消し、両基準間の整合性を維持し



ていくことで一致した [FASB, 2002, p.1]。さらに2006年には再び両者間で『覚書き (Memorandum of Understanding)』を交わし、その中で両基準の収斂を達成するためのロードマップが公表された。その後『覚書き』は2008年と2010年に更新され、両者の協働体制が引き続き確認されたという経緯がある。

さらに、いわゆるコンドースメント・アプローチについて言及した証券取引員会 (U.S. Securities and Exchange Commission; SEC) のスタッフ・ペーパーによれば、今後のFASBの役割として、米国の立場からの考えをIFRSに反映させ、それを米国GAAPに取り込むことによって、IASBの基準設定プロセスに関与していくことが期待されている [SEC, 2011, p.8]。FASBのこのような行動は、Meyer and Rowan (1977) のデカップリングの概念には当てはまらないものであろう。ところがOliver (1991) の戦略的対応の概念に照らせば「操作」としてこれを説明することができる。FASBによるIASBとの協働の裏にSECのスタッフ・ペーパーに書かれたような意図があるとすれば、それは国際的な会計基準設定の場で発言力を高めるための「支配」と解釈することもできよう。

## 5. マレーシアによる戦略的対応の「操作」 としての説明可能性

これまで、東南アジア地域では、IFRSへの統一を促す制度的圧力を受け入れ、会計基準をIFRSに統一させる、すなわち、各国が「黙従」戦略を採用する条件が整っていた。平賀 [2013] で特定した東南アジア地域に存在する3種類の制度的圧力 [平賀, 2013, pp.40-42] のうち、強制的圧力は、金融市場の自由化を新興経済国に求め、その不可欠のインフラとしてIFRSの採用を各国に要求する世界銀行またはIMF [平賀, 2013, p.39] をその源泉としている [平賀, 2013, pp.40-41]。また、規範的圧力は、そうした世界銀行の意向を受け、IFRSに基づいた会計基準の整備の必要性を東南アジア諸国に示唆した大手会計事務所をその源としている。すなわち、強制的圧力と規範的圧力の根底にあるのは、市場の働きに重きを置くいわゆる英米型の

資本主義観である。市場重視型の資本主義経済へ移行することが、新興経済圏の経済成長を果たす上で不可欠であり、そのためのインフラとして透明性の高い会計基準を整備する必要性が、アジア金融危機以降の東南アジア諸国で認識されていた。

ゆえにIFRS、もしくはIFRSと同等の会計基準を自国基準として備えることにより、市場が健全に機能しうる国であるとの評価、換言すれば、国際社会における正統性が獲得されることになる。それは同時に、通貨危機の再発を抑制し、海外からの投資額を増加させるという経済的便益増大の可能性をも意味している。このことをOliver (1991) による制度的圧力への戦略的対応のマトリクス (図表3) に当てはめて考えれば、東南アジア地域に制度的圧力が課されている「理由」、すなわち達成可能な正統性や経済的実利の程度を「高い」と認識したがゆえに、東南アジア各国はその圧力に「黙従」し、IFRSの採用またはIFRSへの収斂を進めたと考えられる。

もう一つの模倣的圧力は、日・米・欧州という主な直接投資国が、いずれもIFRSを採用、またはIFRSへの収斂を宣言したことがその源泉になっている [平賀, 2013, p.41]。これは、東南アジア地域との重要な「関係者 (国)」が求める会計基準に関する「多様性」が「低い」ことを意味する。さらに、東南アジアへの直接投資額のうち、日本、米国、EU15ヶ国による投資の比率が高いこと [平賀, 2013, p.42] から分かるように、東南アジアの新興経済諸国の日・米・欧に対する「依存度」も「高い」といえる。このように、戦略的対応の「理由」および「関係者の構成」という予測要素の状況に鑑みれば、いずれも「黙従」の対応を取ると説明することが合理的であった。

その一方、予測要素の「内容」について考えれば、「妥協」すなわちデカップリングの生じる余地があったと言える。なぜなら、本稿で論じる制度的圧力は、IFRSという極めて具体的な内容を持った一種の規定・規範に従うよう求める制度的圧力であり、その内容こそがIFRSをそのまま受け入れるか否かという各国の対応に大きく関係するからである。「内容」の「整合性」に関して、制度的ルールをIFRSそのもの



のと考えれば、その目標は経済的意思決定に有用な情報の作成・提供にあり、それはひいては市場を通じた効率的な資源配分に資すること、と考えられる。このような目標はどの国でも概ね一致していると考えられる。一方、伝統的国際会計論においては、新興経済国の目標は計画的な経済発展にあり、先進国の環境を前提に設定されたIFRSがそのような目標に必ずしも資するとは限らないことが指摘されてきている<sup>12</sup>。また前節で触れたマレーシアのように、現地を抱える独自の問題があるとすれば、内容の整合性は中程度と考えるのが妥当であろう。

他方で「内容」の「制約」についても、決して「高い」または「低い」とは断言できない。内容の制約は、制度的ルールに準拠した場合に組織が維持しようとする自由度[Oliver, 1991, p.159]である。たしかに、IFRSを全面的に採用する場合、当該国あるいはその基準設定主体が会計基準の内容を決定する裁量、すなわち自由度は低いと考えられる。その一方で、IASBは民間の団体であり、各国に対する直接的な強制力はない。しかも多くの国では当該国の当局関連組織、職業会計士団体、または民間の基準設定主体などにおける一定の審議を経て採用が決定される場合がほとんどであろう。とすれば、いずれの国にも、IFRSを採用するか否かの最終的な裁量は存在すると考えられる。ゆえに「内容」の「制約」についてもやはり中程度と考えることが妥当であり、デカップリングを含む「妥協」的対応を採る可能性が生まれる。

ところが近年、このような状況に変化が生じていると考えられる。米国における一連の金融破綻を経て、英米型の資本主義に対する懐疑的見解が増えてきたのは周知の通りである。さらに、リーマン・ショックに関して言えば、有価証券に時価主義を適用するアメリカ会計基準が金融危機の一因として指摘された。具体的には、有価証券の保有損失の処理によって生じた資本不足が金融機関の破綻を招き、あるいはその貸し出し能力を低下させ、不況を一層悪化させる[日本経済新聞, 2009, p.17; 松原, 2009, p.1]というのが、その指摘の趣旨である。これらは上記の制度的圧力の背景にある資本主義観、およびIFRSに従った場合に獲得できると考えら

れる正統性や効率性の程度を低める要因となる。

また、近年の中国経済の台頭は、東南アジア諸国の先進諸国への「依存度」を低下させる原因になると予想される。国際関係に関する研究者の中には、「市場経済と民主主義によって特徴づけられる」[Halper, 2010, p.26; 邦訳, 2011, p.25] 従来の資本主義に代わり、市場経済と(半)独裁政治を融合させ[Halper, 2010, p.3; 邦訳, 2011, p.2] た中国の国家資本主義が新興経済国に好意的に受け入れられるとともに、中国からの開発援助が増大している[Halper, 2010, pp.103-134; 邦訳, 2011, pp.97-128] ことを指摘する者もいる。米国、日本、さらにはEUの経済力低下を考え併せれば、新興経済国による西側先進諸国への「依存度」が低下していくことも十分考えられる。

これらの状況は、東南アジア諸国において、IFRSへの会計基準統一を促す制度的圧力に抵抗的な反応を生じさせる原因となろう。事実、AOSSGが誕生したのはリーマン・ショック後の2009年である。AOSSGの活動目的の1つは、「IASBのテクニカルな活動に対するアジア・オセアニア地域からの意見を統合すること」[AOSSG, 2009, p.1] である。集団的かつ積極的にIFRSの設定に関与していこうとする姿勢は、東南アジア諸国のIFRSに対する戦略的対応が「黙従」および「妥協」から「操作」に変化していることの表れとも受け取れる。

このように考えることで、デカップリングの概念から逸脱するMASBの動きも、制度的同型化を促進する圧力が存在する中での対応の一環として説明できよう。

## 6. むすびにかえて

本稿では、東南アジアの新興経済圏での会計基準の国際的統一が制度的同型化として説明可能であるという平賀(2013)の主張を補うべく、2005年以降のマレーシアの会計基準に見られる独自の動向を、Meyer and Rowan(1977)の指摘するデカップリングとして説明しようとした。ところがその中には、デカップリングの概念では説明の難しい、IFRS(制度的ルール)に影響を及ぼそうとするMASBの積極的な対

応が含まれていた。この事実を新制度論の枠組みで説明するため、Oliver (1991) の議論を紹介し、援用した。その結果、特に MASB による AOSSG を通じた IASB への働きかけは、IFRS の正統性および効率性に若干の陰りが見えてきた状況の中で生じた「操作」的対応として説明可能であることを指摘した。

本稿での議論を通じ、会計基準の IFRS への収斂が一気に進んだ時期のマレーシアにおいて、制度的同型化に附随して生じるデカップリングまたは制度的圧力への戦略的対応と解釈できる動向があったことを明らかにできた。このことにより、平賀 [2013] の主張を補うという本稿の目的はある程度果たせたのではないかと思われる。

ただし課題も残っている。デカップリングとして指摘した3つの事項について、IFRS が適用された場合に生じる不利益・不都合などをより明確にする必要があろう。特に FRS201 号をめぐるデカップリングについては、マレーシアにおける不動産開発業の状況、FRS201 号の具体的な内容、さらには IC15 号と FRS201 号を適用した場合におけるそれぞれ財務数値の相違の程度などを検討することにより、IC15 号の適用時期延期をデカップリングとしてより厳密に説明することが可能となろう。この課題については次稿に譲りたい。

- 1 IFRS をそのまま自国の会計基準とすることを“採用 (adoption)”，自国の既存の会計基準を IFRS と同一内容となるよう改訂していくことを“収斂 (convergence)”と定義する。東南アジア地域では、国によって採用と収斂の両方が観察される [平賀, 2013, p.40] ことから、本稿では“(国際的) 統一”という言葉に双方の概念を包摂させ、現地の状況を表すための用語としたい。
- 2 同型化を通じた組織の存続について、詳細は Meyer and Rowan (1977, pp.343-353) を参照されたい。
- 3 佐藤・山田 (2004) では、この例として、企業内の部門間での対立をあげている。業績向上のために、研究開発部門は新製品の開発を、製造部門は従来の製品の生産性向上を、財務部は製品工場の土地の評価額が下がる前にこれを処分し、財務状態を改善することを提案する可能性があるが、この相違は、各部門の業務の前提となっているそれぞれの制度的ルールの間に矛盾が含まれていることに起因する [佐藤・山田, 2004, p.194]。
- 4 このように互いの体面を保つ組織行動原理を Meyer and Rowan (1977) は the logic of confidence and good faith (p.357) と呼んでいる。

- 5 IFRS の正統性については、真田 (2008, 2009) を参照されたい。同稿は、IFRS 自体が持つ国際的な会計基準としての正統性と IASB が持つ国際的な会計基準設定主体としての正統性が相互に影響し合いながら (真田 (2008, 2009) は2つの正統性が相互に影響し合う性質を「再帰性」と表現している) IFRS に正統性が備わる様子をモデル化している。
- 6 Irvine (2008) では、アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates; UAE) を事例として IFRS の採用を同型化として説明するモデルを構築している。
- 7 2006 年までの経緯については平賀 (2006) を参照されたい。
- 8 複雑な内容を持つ IFRS の適用が、いわゆる中小企業にとって負担であることは他国も認めるところであろう。たとえば、Alexander and Micallef (2011) は、マルタが同様の理由から独自の中小企業会計基準を設定されていること、さらに多くのヨーロッパ諸国で同様の動きが見られることを指摘している [Alexander and Micallef, 2011, pp.11-17]。
- 9 同論点書では、果実生成型生物資産を生産に必要な財と位置付け、IAS16 号の適用を主張している [AOSSG, 2011, p.4]。
- 10 IASB [2012] において、この論点書の全文が参考文献として引用されている。
- 11 FRS201 号の正式名称は Financial Reporting Standards 201 2004 である。基準番号の後に付されている「2004」は西暦 2004 年を意味する。本稿でも述べたように、マレーシアの会計基準は 2005 年以降 IFRS との収斂を見据えて大規模な改革が進められてきた。すなわち、「2004」は同基準がその改訂前と変わらぬ内容を持つ基準であることを意味している。
- 12 新興経済圏における IFRS 採用をめぐる伝統的議論については平賀 (2003, pp.232-233) を参照されたい。

#### 【参考文献】

- Alexander, D. and Micallef, M. (2011) “Accounting regulation in Malta,” *Accounting in Europe*, Vol.8 No.1-2, pp.1-21
- AOSSG (2009), *First Asian-Oceanian Standard-Setters Group Meeting Communique*, AOSSG, [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_e/international\\_activities/communique/2009/communique\\_20091112\\_e.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_e/international_activities/communique/2009/communique_20091112_e.pdf)
- (2011), *Issues Paper on IAS41 Agriculture*, [http://www.aossg.org/docs/WG/Agriculture/Annexure\\_A\\_Issues\\_paper\\_on\\_IAS41\\_Nov\\_2011.pdf](http://www.aossg.org/docs/WG/Agriculture/Annexure_A_Issues_paper_on_IAS41_Nov_2011.pdf)
- DiMaggio, P. J., & W. W. Powell (1983), “The iron cage revisited: Institutional isomorphism and collective rationality in organizational fields,” *American Sociological*

- Review Vol.48, pp.147-160.
- FASB (2002), *Memorandum of Understanding "The Norwalk Agreement,"* FASB, [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1218220086560](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1218220086560)
- (2006), *A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP?2006-2008 Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB,* FASB, [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176156245558](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156245558)
- (2008), *Completing the February 2006 Memorandum of Understanding: A progress report and timetable for completion,* FASB, [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1175801856967](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1175801856967)
- (2010), *Progress Report on Commitment to Convergence of Accounting Standards and a Single Set of High Quality Global Accounting Standards,* FASB, [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176156953931](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156953931)
- Halper, Stefan (2010), *The Beijing Consensus -How China's Authoritarian Model Will Dominate the Twenty-First Century,* Basic Books, Cambridge; 園田茂人・加道具樹訳 (2011), 『北京コンセンサス 中国流が世界を動かす?』, 岩波書店。
- IASB (2012), *Staff Paper -IAS 41 Agriculture: Bearer Biological Assets (BBAs),* <http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/Archive/Agriculture/AGRI-0912-13B.pdf>
- Irvine, Helen (2008), "The Global Institutionalization of Financial Reporting: The Case of the United Arab Emirates," *Accounting Forum*, Vol.32, pp.125-142.
- Kholeif Ahmed (2010), "A New Institutional Analysis of IFRS Adoption," *Research in Accounting in Emerging Economies*, Volume 10, pp.29-55.
- MASB (2007a), *IASB Exposure Draft of A Proposed IFRS for Small and Medium-Sized Entities,* MASB, Kuala Lumpur.
- (2007b), *IFRIC Draft Interpretation D21 Real Estate Sales* (Comment Letter), <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IFRIC-Projects/IFRIC-15/Draft-Interpretation-and-Comment-letters/Comment-Letters/Documents/CL21.pdf>
- (2008), *Malaysia's Convergence with IFRS in 2012,* [http://www.masb.org.my/index.php?option=com\\_content&view=article&id=1239:malaysias-convergence-with-ifrs-in-201216&catid=24&Itemid=37](http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1239:malaysias-convergence-with-ifrs-in-201216&catid=24&Itemid=37)
- (2010a), *IASB Exposure Draft: Fair Value Measurement (ED)-Request for Input on Application in Emerging and Transition Economies,* [http://www.masb.org.my/images/stories/archive/2009-2010/2010/CL\\_ED\\_Fair-value-measurement-request-for-input\\_29Jan2010.pdf](http://www.masb.org.my/images/stories/archive/2009-2010/2010/CL_ED_Fair-value-measurement-request-for-input_29Jan2010.pdf)
- (2010b), *MASB announces deferment of IC Interpretation 15 Agreements for the Construction of Real Estate (30 August 2010),* [http://www.masb.org.my/index.php?option=com\\_content&view=article&id=1515:masb-announces-deferment-of-ic-interpretation-15-agreements-for-the-construction-of-real-estate42&catid=59&Itemid=37](http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1515:masb-announces-deferment-of-ic-interpretation-15-agreements-for-the-construction-of-real-estate42&catid=59&Itemid=37)
- (2011a), *Frequently Asked Questions on Malaysia's Convergence with IFRS in 2012,* [http://www.masb.org.my/index.php?option=com\\_content&view=article&id=1685&Itemid=57](http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1685&Itemid=57)
- (2011b), *IC Interpretation 15 Agreements for the Construction of Real Estate,* [http://www.masb.org.my/images/images/IC2011/IC\\_15.pdf](http://www.masb.org.my/images/images/IC2011/IC_15.pdf)
- (2012a), *Annual Improvement to FRSSs,* [http://www.masb.org.my/index.php?option=com\\_content&view=article&id=1431](http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1431)

- (2012b), *MASB extends transitional period for agriculture and real estate companies*, [http://www.masb.org.my/index.php?option=com\\_content&view=article&id=1713:masb-extends-transitional-period-for-agriculture-and-real-estate-companies&catid=70&Itemid=37](http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1713:masb-extends-transitional-period-for-agriculture-and-real-estate-companies&catid=70&Itemid=37)
- Meyer, J. W. and B. Rowan (1977), "Institutionalized organizations: Formal structure as myth and ceremony," *American Journal of Sociology*, Vol.83, No.2, pp.340-363.
- MIA (1994), *Malaysian Accounting Standards 7 Accounting for Property Development*, MIA, Kuala Lumpur.
- Oliver, Christine (1991), "Strategic Responses to Institutional Process," *Academy of Management Review*, Vol.16 No.1, pp.145-179.
- Rodrigues, Lucia Lima and Russell Craig (2007), "Assessing International Accounting Harmonization Using Hegelian Dialectic, Isomorphism and Foucault," *Critical Perspective on Accounting* Vol.18, pp.739-757.
- SEC (2011), *Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers-Exploring a Possible Method of Incorporation*, <http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf>
- Zelinschi, Dragos, Yves Levant, and Nicolas Berland (2012), "Motivations for Decoupling the CASE of first application of IFRS 8." *The Interdisciplinary Perspectives on Accounting Conference 2012*, [http://business.cardiff.ac.uk/sites/default/files/ipa2012/Final\\_Version\\_IPA\\_Paper\\_Reference\\_120.docx](http://business.cardiff.ac.uk/sites/default/files/ipa2012/Final_Version_IPA_Paper_Reference_120.docx)
- 佐藤郁哉, 山田真茂留 (2004), 『制度と文化組織を動かす見えない力』, 日本経済新聞出版社。
- 真田正次 (2008), 「国際会計基準の正統性に関する一考察—Tamm Hallstrom の著書を中心として」, 『経済論叢 (京都大学)』 第 182 巻第 4 号, pp.69-94.
- (2009), 「国際会計基準の正統性モデルに関する一考察—正統性モデルの構成要素—」, 『経済論叢 (京都大学)』 第 183 巻第 1 号, pp.63-77.
- 日本経済新聞 2009 年 3 月 31 日, 「大機小機 時価会計見直しは正しい選択」, p.17
- 松原怜 (2009), 「不良債権消す「禁止手」「後出し」時価会計緩和」, Japan Business Press, <http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/883>
- 藤井秀樹 (2003), 「会計基準の調和化をめぐる国際的動向と日本の調和化戦略」, 『會計』 第 163 巻第 2 号, pp.177-195.
- 平賀正剛 (2003), 「発展途上国における国際会計基準導入の意義」, *NUCB Journal of Economics and Information Science* (名古屋商科大学) 第 47 巻, 第 2 号, pp.231-259.
- (2013), 「制度的同型化としての会計基準の国際的統一——東南アジア, 特にマレーシアを事例として——」, 『国際会計研究学会年報 2012』 第 1 号, pp.33-50.

